

	(独)国民生活センター	(独)製品評価技術基盤機構 (NITE) (※特定独立行政法人)	(独)農林水産消費安全技術センター (FAMIC) (※特定独立行政法人)
設置根拠	独立行政法人国民生活センター法 (平成14年12月4日 法律123号)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 (平成11年12月22日 法律204号)	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法 (平成11年12月22日 法律183号)
沿革	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢S37 特殊法人国民生活研究所</li> <li>➢S45 特殊法人国民生活センター (※H13 特殊法人等整理合理化計画)</li> <li>➢H15 (独)国民生活センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢S59 通商産業省 通商産業検査所</li> <li>➢H7 通商産業省 製品評価技術センター</li> <li>➢H13 (独)製品評価技術基盤機構</li> </ul>	<p>(※S22～ 農薬検査所・肥料検査所・輸出食料品検査所等(施設等機関))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢H13 (独)農薬検査所・(独)肥飼料検査所・(独)農林水産消費安全技術センター</li> <li>➢H19 (独)農林水産消費安全技術センター (※上記3機関が統合)</li> </ul>
組織(支所等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 東京事務所(相談・情報・ADR・その他)</li> <li>➢ 相模原事務所(商品テスト・研修)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 本所(東京)</li> <li>➢ 製品安全センター大阪</li> <li>➢ 8支所(北海道・東北・北関東・北陸・中部・中国・四国・九州)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 本部(埼玉)</li> <li>➢ 地方センター (札幌・仙台・名古屋・神戸・福岡)</li> <li>➢ その他全国の農薬検査部</li> </ul>
目的	<p>【センター法3条】</p> <p>国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施すること</p>	<p>【機構法3条】</p> <p>工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資すること</p>	<p>【センター法3条】</p> <p>一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ること</p>

	<p>(独)国民生活センター</p>	<p>(独)製品評価技術基盤機構 (NITE) (※特定独立行政法人)</p>	<p>(独)農林水産消費安全技術センター (FAMIC) (※特定独立行政法人)</p>
<p>各種法令に定められた 主な事務</p>	<p>【消費者基本法25条】 国民の消費生活に関する情報収集・提供、事業者と消費者との間に発生した苦情処理あっせん・苦情相談、当該紛争の合意解決、<b>消費者苦情に関する商品の試験・検査</b>、及び、役務に関する調査研究等、消費者に対する啓発・教育における中核的な機関</p> <p>【消費者安全法9条】 国とともに、都道府県・市町村に対し、都道府県・市町村による消費生活相談等の事務の実施に関して、情報提供その他の必要な援助</p>	<p>【製品安全4法】(*) <b>規制対象製品の製造・輸入事業者への立入検査</b></p> <p>【消費生活用製品安全法】 <b>特定保守製品等の経年劣化等の調査 重大事故の公表に際しての技術上の調査等</b></p>	<p>【JAS法】 <b>JASマーク使用に係る立入検査 食品品質表示基準に係る立入検査等</b></p> <p>【農薬取締法】 農薬製造者等への立入検査・登録検査等</p> <p>【飼料安全法】 飼料製造事業場等への立入検査等</p> <p>【肥料取締法】 肥料生産業者等への立入検査等</p>
<p>業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 相談事業</li> <li>➢ <b>商品テスト事業(製品等に関する苦情相談解決支援のためのテスト、及び、消費者被害の未然防止等のための商品群テスト)</b></li> <li>➢ ADR事業</li> <li>➢ 情報・分析・提供事業</li> <li>➢ 研修事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>製品安全関連業務(製品安全4法に関連する製品事故原因究明、これに基づく技術基準案作成、立入検査等)</b></li> <li>➢ 化学物質管理関連業務</li> <li>➢ バイオテクノロジー関連業務</li> <li>➢ 適合性認定関連業務</li> <li>➢ 講習業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>JAS法に基づく業務(食品表示の監視・立入検査、規格見直し等)</b></li> <li>➢ 農薬取締法に基づく業務(立入検査・登録検査等)</li> <li>➢ 飼料安全法に基づく業務(立入検査等)</li> <li>➢ 肥料取締法に基づく業務(立入検査・登録申請調査等)</li> </ul> <p>※その他、一般的な情報提供業務の一環として、消費者相談も実施</p>

\* 消費生活用製品安全法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・ガス事業法・電気用品安全法

	(独)国民生活センター	(独)製品評価技術基盤機構 (NITE) (※特定独立行政法人)	(独)農林水産消費安全技術センター (FAMIC) (※特定独立行政法人)
商品テスト等の 実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶消費者からの苦情相談を解決するためのテスト 81件(依頼は208件)(平成21年度) ※なお、81件のテストにあたり207商品をテスト</li> <li>▶消費者被害の未然防止等のための商品群テスト 16件(平成21年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶製品事故情報の収集および原因究明 4,371件(平成21年度)</li> <li>▶過去の原因究明等のデータベース 約2.7万件 ※なお、平成20年度は約368万ページビュー</li> </ul> <p>※事故品確認・現場調査の目標は年間350件(中期目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶JAS製品及び一般食品の品質検査・食品表示監視 6,801件(平成21年度)</li> </ul> <p>※JAS製品の品質検査の目標は年間700件以上、食品表示の神聖性の検査の目標は年間6,000件以上(中期目標)</p>
商品テスト等の 実施の流れ	<p>【苦情解決テスト】 消費生活センター等からのテスト依頼 →テスト実施 →商品テスト分析・評価委員会で審議 (テスト手法・結果の評価、事業者名等の公表の妥当性等) →結果報告書による回答 →(事案によって)報告書を取りまとめ報道発表</p> <p>【商品群テスト】 PIO-NET等の分析からテーマ設定・テスト実施 →商品テスト分析・評価委員会で審議 (テスト手法・結果の評価、事業者名等の公表の妥当性等) →報告書を取りまとめ報道発表</p>	<p>【重大事故】 消費者庁が重大事故の報告受領(製安35①)(*) →消費者庁から経済産業省に通知(製安35③)(*) →公表にあたり必要がある場合はNITEに技術上の調査指示(平成20年度は1,167件)(製安36④)(*) →消費者庁による公表(製安36①)(*)</p> <p>【非重大事故】 NITEが非重大事故の報告受領(経済産業省による要請) →NITEが原因調査(平成20年度は5,440件～上記の重大事故の調査含む) →NITEの事故動向等解析専門委員会・技術専門家WGで審議 →公表・規格基準案の作成等</p>	<p>【食品表示(JAS規格・品質表示基準)の監視】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶検査の端緒 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省からの立入検査指示(JAS法)</li> <li>・消費者からの情報</li> <li>・独自に食品の市販品を購入</li> </ul> </li> <li>▶上記を端緒として、表示と内容の一致等について検査を実施</li> <li>▶不適正表示については、内容・程度等に応じて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・FAMICから文書による技術的な改善指導(情報提供の一環)</li> <li>・農林水産省・地方自治体への情報提供(必要に応じて、その後、行政指導等)</li> </ul> </li> </ul>

\* 「製安」:消費生活用製品安全法